



[ホーム](#) [ブログ](#)

ブログ

blog

2012.10.11

原発県民投票条例について

「中部電力浜岡原子力発電所の再稼働の是非を問う県民投票条例」の採決が、きょう行われ、条例は、原案・修正案ともに否決されました。

私は、熟慮した結果、今回、この条例案に賛成票を投ずることはできませんでした。

以下、その理由を記します。

「そもそも論」になりますが…

いま、浜岡原発は停止しています。

国も、中部電力も、「浜岡再稼働」とは一言も言っていません。

川勝知事も「安全性が確保されない限り、浜岡の再稼働はありえない」と、明言しています。

このような状況下で、

「再稼働の是非を問う県民投票条例案」を適切に判断することが、今議会に求められました。

今回は、あくまでも、

県民投票を実施するための「手続き」が適切かどうかの判断です。

否決されたのは、県民投票を実施するための条例案であって、

「浜岡原発の再稼働の是非」を議会として判断したわけではありません。

「条例案否決」イコール「再稼働賛成」ではないのです。

その点を、まず、みなさんにご理解いただきたいと思います。

■原案について

法制度上、多数の不備があり、実現不可能なものでした。

条例制定を請求した市民団体「原発県民投票静岡」の鈴木望代表は、

当初、条例案の不備に対して耳を貸さず、

「どこが悪いのか。見解の相違だ」と、強気の姿勢を崩しませんでした。

鈴木氏は、厚生労働省出身で、元磐田市長です。

行政のプロとして、そのくらいのことは分かっていたはずですが、

なぜ、不備を承知で条例案を提出したのでしょうか？

鈴木氏は、県議会総務委員会の中で、

「条例案はこんなものでいいと思った」と、答えていました。

請求団体の代表者として、あまりにも無責任な発言です。

本当に、この条例案を実現しようと思っていたのでしょうか？

■修正案について

鈴木代表は「原案に不備があるなら修正してもらってけっこうです」と、

県議会に丸投げしました。

その態度に、川勝知事も遺憾の意を表していました。

ただ、付託を受けた議員は、真剣に、この条例案に向き合いました。

なんとか民意を活かす方策はないものか…？

blog
ブログ

カテゴリー

[日々の事](#)

月別一覧

[2013年2月](#)

[2013年1月](#)

[2012年11月](#)

[2012年10月](#)

[2012年9月](#)

[2012年6月](#)

[2012年5月](#)

[2012年4月](#)

[2012年3月](#)

[2011年12月](#)

[2011年10月](#)

[2011年6月](#)

[2011年5月](#)

[2011年4月](#)

[2011年3月](#)

後援会のご案内

[お申し込みはこちらから](#)

個人献金の
お願い

[詳細はこちらから](#)

お問い合わせ

[お問い合わせはこちらから](#)



携帯サイトのご案内

携帯からもホームページを
ご覧いただけます。

各会派内で、議論に議論を重ね、対応を協議しました。
その結果、一部の有志が修正案を提出することになりました。

修正案は、法制度上の不備はありませんでした。

ただ、提出されたのは、本会議最終日。採決当日です。
審議する時間もありません。
その場で、議員に賛否の判断を求めるのは、無理があります。

また、修正案は、提出された原案とかけ離れた「全面改訂版」になっていました。

例えるなら…

かつ丼を注文したら、出てきたものは、鉄火丼だった。
かつ丼を注文した人は、鉄火丼でもよかったのでしょうか？
16万5000人の方々は、「かつ丼が食べたい」と、署名したのではないですか？
「鉄火丼を注文したつもりはない」という県民も多いのではないのでしょうか？

29条にわたる修正案で、私が特に問題と感じたポイントは、次の3点です。

1 投票の期日:

『浜岡原発の安全対策が完了し、国が再稼働についての検討を開始したと知事が認めるとき』
となっていますが、この時期がきわめて曖昧です。
現在建設中の防波壁は、完成まで、まだ1年半かかります。
新たにオフサイトセンターも建設しなければならないでしょう。
どんなに早くても、実施時期は、3年以上先になってしまいます。

2 投票の執行:

『全ての市町に対し、事務の委託をすることができないと認めるときは、県民投票を行わない』
となっていますが、現時点で、すでに4市町が事務委託を拒否しているということです。

3 投票の成立要件:

『投票率が50%に満たないときは、開票作業を行わない』とあります。
投票率が、49.9%だったら開票しないことになります。

以上の点から、私は、修正案にも賛同できませんでした。

署名した方々の想いを考えると、反対票を投ずるのは断腸の思いでしたが、
今回は、一人の「議会人」として、判断をさせていただきます。

条例は、国でいうと「法律」と同じです。
したがって、議員の投票行動には、大きな責任が伴います。
条例案に100%納得できなければ、賛成することはできません。
ご理解いただきたいと存じます。

また、今回の直接請求には、政治的思惑も絡み合っていたように感じました。
もし、そうであるとするならば、本当に残念なことです。

条例案は否決されましたが、この問題は、今日で終わりではありません。
県民の声に真摯に耳を傾け、議論を深める契機にしなければなりません。

県民の生命と財産を守り、安心・安全な「静岡県づくり」に全力を尽くすことが、
私たち議員に課せられた責任と使命だと、その認識を新たにしました。

住民投票などの直接民主制は、あくまで代表民主制を補完するものですが、
このような条例案が直接請求されたことは、
多くの県民が、政治に対して、不満と不信を抱いている表れだと思っています。

失われた政治への信頼回復に努めることが、
国・地方を問わず、すべての政治家に求められています。